

3 早期再就職支援等助成金

(4) U I J ターンコース

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第62条第1項第6号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条の4第7項の規定に基づく早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0602 解雇等の有無の確認（0301ニ・ホ関係）
0101 趣旨	0603 計画期間の確認（0501ロ関係）
0102 適用単位	0604 他の計画書の有無の確認（0501ハ関係）
0200 定義	0700 支給申請
0201 認定地域再生計画	0701 支給申請書の提出
0202 交付金事業	0702 支給申請書の受理
0203 移住支援金	0800 支給要件の確認方法
0204 移住者	0801 対象労働者の雇入れの確認
0205 マッチングサイト	0802 除外労働者の確認
0206 移住支援金対象求人	0803 マッチングサイトに移住支援金対象求人を掲載したこと等の確認（0301ハ関係）
0207 専門人材	0804 解雇等の有無の確認（0301ニ関係）
0208 関係人口	0805 特定受給資格者数の確認（0301ホ関係）
0300 支給要件	0806 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けていないこと及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていないことにより、当該就業確保措置の是正に向けた計画作成勧告を受けていないことの確認（0301ヘ関係）
0301 支給対象事業主	0807 当該U I Jコースの支給に係る事業所において必要書類を整備、保管していることの確認（0301ト関係）
0302 対象労働者	0808 助成対象経費の確認（0304・0305関係）
0303 除外労働者	0900 支給決定
0304 助成対象経費	0901 支給決定に係る事務処理
0305 助成対象とならない経費	
0400 助成額	
0401 助成額	
0402 中小企業事業主	
0500 計画書の提出	
0501 計画書の提出	
0502 計画書の受理・認定	
0503 計画書の変更・取下げ	
0600 計画書の確認	
0601 雇用保険適用事業所であることの確認（0102関係）	

0902 支給の方法

1000 不正受給対応

1001 不正受給対応

1100 委任

1101 公共職業安定所長への委任

1200 附則

1201 施行期日

1202 経過措置

0100 趣旨

0101 趣旨

東京一極集中の是正を図るとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、地方公共団体が実施する移住支援事業等に対して、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））が交付されることとなったこと等を踏まえ、移住者の雇用機会の拡充及び雇用の安定を図るため、当該事業により移住した者を雇い入れた事業主に対して、その採用活動に要した経費の助成を行う。

0102 適用単位

早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）（以下「U I J コース」という。）の支給（中小企業事業主の判定を除く。）は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。

また、雇入れに係る施設が事業所非該当施設（公共職業安定所長の承認を受けていない施設を含む。）である場合は適用しない。

0200 定義

0201 認定地域再生計画

本要領において「認定地域再生計画」とは、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。

0202 交付金事業

本要領において「交付金事業」とは、認定地域再生計画に記載されている地域再生法第5条第4項第1号イに規定する事業（同法第13条第1項の交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を充てて行う事業に限る。）をいう。

0203 移住支援金

本要領において「移住支援金」とは、交付金事業として地方公共団体が支給する移住に係る支援金をいう。

0204 移住者

本要領において「移住者」とは、移住支援金の受給者をいう。

ただし、新規学卒者（職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第35条第2項に規定する新規学卒者をいう。）又はこれに準ずる者（新規学卒者と同様の採用や採用後の研修・処遇の枠組みで採用された者）を除く。

0205 マッチングサイト

本要領において「マッチングサイト」とは、交付金事業として地方公共団体が開設及び運営するマッチングサイトをいう。

0206 移住支援金対象求人

本要領において「移住支援金対象求人」とは、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された求人（0501の計画に係る事業所のものに限る。）をいう。

0207 専門人材

本要領において「専門人材」とは、移住者のうち内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業（0501の計画に係る事業所が利用するものに限る。）を利用して移住及び就業した者をいう。

0208 関係人口

本要領において「関係人口」とは、移住者のうち移住先の市町村が移住希望者を当該移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有するものとして個別に認めた者をいう。

0301 支給対象事業主

U I J コースは、次のイからトのいずれにも該当する事業主に対して支給するものとする。

イ 「早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）計画書」（U様式第1号。電子申請の場合は「計画書」。以下「計画書」という。）を事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）に提出し、その認定を受けた事業主であること。

ロ 計画書に定める計画期間内に、1人以上の移住者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主であること。

ハ マッチングサイトに移住支援金対象求人を掲載した事業主であること（ただし、専門人材及び関係人口を雇い入れた事業主については必須ではない）。

ニ 計画書に定める計画期間の始期の前日から起算して6か月前の日から「早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）支給申請書」（U様式第7号。電子申請の場合は「支給申請書」。以下「支給申請書」という。）の提出日（以下「支給申請日」という。）までの間（以下「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を解雇等（次に掲げるものを除く。）していない事業主であること。

(イ) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

(ロ) 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇等（事業主からの申出（支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後1ヶ月以内に申出を行うものに限る。）があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けていないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するもの（以下「重責解雇に該当する離職」という。）を含む。）

ホ 基準期間に、当該雇入れに係る事業所において、法第23条第2項に規定する特定受給資格者となる離職理由（0301ニ(ロ)の重責解雇に該当する離職を除く。）のうち離職区分1 A又は3 Aとされる離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数が、計画書に定める計画期間の始期における雇用保険被保険者数に対して6%を超える事業主でないこと。

なお、基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が、3人以下である場合にはこの限りでない。

ヘ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第10条第2項に基づき、雇用確保措置を講ずべきことの勧告を受けている場合及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていなかったために、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の3第2項に基づき、就業確保措置を講ずべきことの勧告を受けた場合は、は、支給申請日までに是正していること。

ト 事業所において、次の(イ)から(ニ)までの書類を整備、保管している事業主であること。

(イ) 0302の対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード等（以下「出勤簿等」という。）の書類

(ロ) 0302の対象労働者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳等の書類

(ハ) 当該事業所を離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

- (二) 助成対象経費の支払及び支払の発生原因及び内容を確認できる契約書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等の書類

0302 対象労働者

対象労働者とは、次のイからハまでのいずれにも該当する者をいう。

- イ 移住者
- ロ 計画書に定める計画期間中に雇い入れられた者
- ハ 雇入れ当初より、一般被保険者等（法第60条の2第1項第1号の一般被保険者又は法第37条の2第1項の高年齢被保険者をいう。以下同じ。）として雇い入れられ、継続して雇用すること（対象労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して1年以上であることをいう。以下同じ。）が確実であると認められる者

0303 除外労働者

0302にかかわらず、次のイからハまでのいずれかに該当する場合、対象労働者に含まない。

- イ 雇入れ日から6か月以内に離職した場合
- ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により当該事業主の事業所において就労したことのある者を雇い入れる場合
- ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に職場適応訓練（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第5号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練をいい、短期の職場適応訓練を除く。以下同じ。）を受け、又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行った事業主が雇い入れる場合
- ニ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該者を雇用していた事業主と次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合
 - (イ) 雇入れ日において、発行済株式の総数又は出資の総額に占める所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること（当該会社が関係会社を有する場合は、当該関係会社を含む。）。
 - (ロ) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- ホ 対象労働者の雇入れに係る事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（民法第725条に定める親族をいう。以下同じ。）を雇い入れる場合
- ヘ 計画期間中における対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない場合（支給申請日までに当該賃金を支払った場合を除く。）

0304 助成対象経費

助成対象経費は、事業主が対象労働者の雇入れのため計画期間内に行った採用活動に要した費用とし、次のイからへに掲げる活動（以下「採用活動」という。）費用のうち、計画期間内に支払いの発生原因が生じ、支給申請日までに弁済期が到来し支払われた費用（振込の場合の振込手数料分、分割払の場合の分割払手数料分を含む。）を対象とする。

- イ 募集・採用パンフレット等の作成・印刷費

- ロ 自社ホームページ・自社PR動画の作成・改修費
- ハ 就職説明会・面接会・出張面接等の実施費用（ブース出展費、会場借り上げ費、採用活動にあたって必要不可欠なウェブツールの導入経費（導入後、毎月定額でかかる使用料は除く。）若しくは当該ツールの利用にあたって必要なカメラ等の周辺機器のリース料又はオンライン面接会への参加経費等を含む。）等
- ニ ハに要した費用のうち採用担当者が要した宿泊費（1人1泊8,700円を上限とする。）
- ホ ハに要した費用のうち採用担当者が要した交通費
- 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）（以下「旅費法」という。）の以下に掲げる運賃であり、可能な限りパック料金、割引料金を利用し旅費法に準じて算出した金額を上限とする。
- (イ) 鉄道賃
- 運賃、急行料金及び座席指定料金（特別急行列車は片道100キロメートル以上、普通急行列車は片道50キロメートル以上のものに限る。座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車で片道100キロメートル以上のものに限る。ただし、特別車両車利用料金は除く。東海道・山陽新幹線のぞみ号は、最も経済的な通常の経路及び方法である場合のみ使用可能。）
- (ロ) 船賃
- 旅客運賃（運賃の等級を区分する船舶の場合は下級の運賃。）
- (ハ) 航空賃
- 旅客運賃（ただし、プレミアムシート料金を除く。）
- (ニ) 車賃
- 車賃の額は、1キロメートルあたり37円とするが、公共交通機関の事情によりやむを得ない場合は実費額（タクシー、レンタカーを利用することも可能とするが、採用活動のための利用で必要最小限度のものに限ること。）。
- ヘ 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士、民間有料職業紹介事業者等）によるコンサルティング費用
- 採用活動や情報発信の方法の立案に係る費用、会社説明会・インターンシップ等の企画に係る費用、採用後の育成・定着戦略の立案に係る費用、求人広告掲載に係る記事の原稿の作成・編集料など。

0305 助成対象とならない経費

0304の規定にかかわらず、次のイからハまでに掲げる費用については、助成対象としない。

- イ 除外する費目
- (イ) 原材料、商品の購入費用
- (ロ) 消耗品、備品の購入費用（採用活動のうち0304ハの活動に要する消耗品、備品の購入費用を除く。）
- (ハ) リース、賃貸借に要する費用（採用活動に要する会場の借り上げ費用及びレンタカーを除く。）
- (ニ) 各種保証金その他の返還が予定される費用
- (ホ) 人件費（社会保険料を含む。）及び人件費に相当すると認められる費用（専門的知識・技術等を必要とする場合であって、支給対象事業主の事業内容に含まれない業務の委託費

等を除く。)

(ハ) 保険料

(ト) 各種税金 (0304に該当する費用に係る消費税を除く。) その他の国又は地方公共団体に支払う費用

(フ) 光熱水料 (電気代、ガス代、水道費)、通信運搬費 (電話代、インターネット利用料金等を含み、採用活動に要する切手代、宅配代を除く。)

(リ) その他本コースの趣旨に鑑みて助成対象とならないと管轄労働局長が判断したもの

ロ (表-1) の支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手との取引により支払った費用

(表-1)

支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手
① 当該法人の代表者
② 当該法人の代表者が代表者の法人
③ 当該法人の代表者の配偶者
④ 当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人
⑤ 当該法人の代表者の3親等以内の親族
⑥ 当該法人の代表者の3親等以内の親族が代表者の法人
⑦ 当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員 (以下「取締役等」という。)
⑧ 当該法人の取締役等が代表者の法人
⑨ 計画日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の間のいずれかの日に当該法人の代表者と雇用関係等にあった法人又は個人事業主
⑩ 当該法人の親会社、子会社及び関連会社

ハ 国や地方公共団体が移住支援事業等において事業主に対する支援を行う場合、当該支援の対象経費

0400 助成額

0401 助成額

U I J コースは、0304に掲げる助成対象経費に3分の1（中小企業事業主にあつては、2分の1。以下「助成率」という。）を乗じた額（その額が100万円を超えるときは、100万円とする。）を支給する。

0402 中小企業事業主

支給申請日時点で「第1 共通要領」0202に定める中小企業事業主は、0401における中小企業事業主として取り扱う。

また、確認については、「第1 共通要領」0502に定める方法により行うこと。

0500 計画書の提出

0501 計画書の提出

- イ U I J コースの支給を受けようとする事業主は管轄労働局長に対して、計画期間の開始日の3か月前の日から計画期間の開始日の前日までの間に、計画書に次の書類を添付して提出しなければならない。ただし、計画期間の開始日の前日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、翌開庁日を計画書等の提出期日とみなす。
- (イ) 事業所の事業概要がわかるもの（パンフレット、組織図等）。
- (ロ) (イ)以外で管轄労働局長が必要と認めるもの
- ロ 事業主は計画書を提出する際、次の(イ)及び(ロ)により計画期間を設定しなければならない。
- (イ) 計画期間の始期は、計画書を提出した日の翌日から3か月以内の範囲で設定するものとする。
- (ロ) 計画期間の終期は、計画期間の始期から6か月以上12か月以内の範囲で設定するものとする。
- ハ 事業主が計画書を提出した日から計画期間の終期まで、当該計画に係る事業所については、別に計画書を提出することは出来ない。
- ニ 天災その他やむを得ない理由により、提出期日内に計画書を提出しなかった場合は、当該理由のやんだ後1か月以内にその理由を記した書面を添えて提出することができる。（本助成金において、他の提出書類についても同様の取扱いとする。）

0502 計画書の受理・認定

- イ 管轄労働局長は、計画書の提出時点で支給対象事業主の要件を満たさないことが明らかである事業主でないことを0600に掲げる事項を確認して受理するものとする。
- ロ 管轄労働局長は、支給対象事業主の要件に該当すると判断した場合は、早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）認定・不認定通知書（U様式第2号。電子申請の場合は「認定通知書」または「不認定通知書」。以下「認定・不認定通知書」という。）により計画を認定した旨を事業主に通知しなければならない。
- ハ 管轄労働局長は、支給対象事業主の要件に該当しないと判断した場合は、計画を認定しない旨をその理由とともに認定・不認定通知書により事業主に通知しなければならない。
- ニ 計画書の記入事項に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求め、指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求める。それにもかかわらず事業主等が期限までに補正を行わない場合、「第1共通要領」の0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該計画書の認定は行わない。（受理前である場合は不受理とする。）

0503 計画書の変更・取下げ

- イ 事業主は、計画書の次の(イ)から(ハ)の内容に変更が生じたときは、「早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）計画書変更届」（U様式第3号。電子申請の場合は「計画書変更届」。以下「変更届」という。）により、その旨を管轄労働局長に届け出なければならない。
- (イ) 法人の合併があった場合
- (ロ) 法人形態、法人名又は事業所名を変更した場合（新規法人設立又は新規事業所設置の場合

を除く。)

- (ハ) 法人の代表者に変更があった場合
- (ニ) 事業所の所在地に変更があった場合
- (ホ) 計画期間に変更があった場合
- (ヘ) 採用活動に変更があった場合

ロ 管轄労働局長は、記入事項について確認を行った後、変更届を受理し、「早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）計画書変更届受理通知書」（U様式第4号。電子申請の場合は「認定通知書」または「不認定通知書」）により事業主に通知する。

ハ 事業主は、移住者の雇入れを行わなくなった場合等により計画書を取り下げる際には、支給申請書を提出する前までに「早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）計画書取下げ届」（U様式第5号。電子申請の場合は不要）により管轄労働局長に届け出ることができる。

ニ 管轄労働局長は、取下げを行う理由の確認を行った後、計画書の取下げを受理した旨を「早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）計画書取下げ届受理通知書」（U様式第6号）により事業主に通知する（電子申請の場合を除く。）。

0600 計画書の確認

0601 雇用保険適用事業所であることの確認（0102関係）

ハローワークシステムにより確認する。

0602 解雇等の有無の確認（0301ニ・ホ関係）

計画書に定める計画期間の始期の前日から起算して6か月前の日から計画書の提出日までの間に、事業主都合による解雇者（0301ニ(ロ)の重責解雇に該当する離職を除く。）がおらず、特定受給資格者となる理由による離職が一定以上いないことを、計画書及び雇用保険データ等により確認する。

0603 計画期間の確認（0501ロ関係）

計画期間の始期が計画書提出日の翌日から3か月以内の範囲であり、計画期間の終期が計画期間の始期から6か月以上12か月以内の範囲であることを、計画書により確認する。

0604 他の計画書の有無の確認（0501ハ関係）

当該計画に係る事業所について、既にU I J コースの支給を受けるための別の計画書を提出しているか確認する。既に別の計画書を提出している場合は、当該別の計画書の計画期間の終期が到来していることを確認し、当該終期が経過していないことが判明した場合は、計画書を受理しないこと。

0701 支給申請書の提出

イ U I J コースの支給を受けようとする支給対象事業主は、計画期間の終期（計画期間の終期にあつて、最も早く雇い入れられた対象労働者の雇入れ日から6か月を経過していない場合は、当該雇入れ日から6か月を経過する日をいう。ロ（ハ）において同じ。）の翌日から2か月以内に支給申請書、「早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）助成額算定書」（U 様式第8号）及び「早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）対象労働者雇用状況等申立書」（U 様式第9号。以下「申立書」という。）に以下のロに掲げる書類を添付した上で、管轄労働局長に提出しなければならない。

ロ 添付書類

(イ) 認定・不認定通知書の原本又は写し（電子申請の場合を除く。）

(ロ) 対象労働者の雇い入れ経緯を確認できる次の a、b 又は c の書類

a マッチングサイトに移住支援金対象求人を掲載した事業主であることを証する書類（地方公共団体からの登録証書、求人が掲載されているマッチングサイトの画面のコピーなど）

b 専門人材を雇い入れた事業主であることを証する書類（民間人材ビジネス事業者等から企業に対して候補者を紹介した書面等のコピーなど）

c 関係人口を雇い入れた事業主であることを証する書類（当該雇い入れられた者が移住先の市町村に提出した就業先企業等の就業証明書など）

(ハ) 対象労働者の雇入れを確認できる次の a から c に掲げる書類

a 対象労働者の雇用契約書又は雇入通知書（写）

b 対象労働者の雇入れ日から計画期間の終期までの間の賃金台帳（写）

c 対象労働者の雇入れ日から計画期間の終期までの間の出勤簿等（写）

(ニ) 対象労働者の移住支援金の受給を証する書類（写）及び当該移住支援金の申請に際して事業主が作成した就業を証する書類（写）

(ホ) 採用活動について、助成対象経費の支払の発生原因及び支払を確認できる以下の書類の写し

a 契約書、見積書、請求書、納品書のうち対象経費の支払の発生原因が確認できる書類

b 金融機関の振込明細書（振込による支払いの場合）、預金通帳の該当部分（インターネットバンキングによる振込の場合）、領収証（振込以外による支払いの場合）、総勘定元帳（該当部分）、預金通帳（該当部分）又は現金出納簿（該当部分）のうち対象経費の支払を確認できる書類

(ヘ) 中小企業事業主としての助成率による算定を希望する場合であつて、企業全体の常時雇用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合、中小企業事業主の確認のための次の a 又は b の書類

a 支給申請書に記載されている「常時雇用する労働者の数」が「第1 共通要領」0202で定める数以下である場合であつて申請事業主の被保険者数が「第1 共通要領」0202で定める数を超過している場合

当該被保険者数と常時雇用する労働者数の差について疎明する書類

- b 申請事業主が複数の事業所を有する場合
すべての事業所の雇用保険適用事業所番号を申告する書類
 - (ト) 支給要件確認申立書（共通要領様式第 1 号）
 - (フ) その他管轄労働局長が必要と認める書類
-

0702 支給申請書の受理

管轄労働局長は、0701により支給申請書及び添付書類等が提出された場合は、添付書類等の有無等を確認の上、これを受け付けるものとする。支給申請書及び添付書類等に不備がある場合は、管轄労働局長は「第 1 共通要領」0402 ホに準じて取り扱うことができる。

0800 支給要件の確認方法

0801 対象労働者の雇入れの確認

- イ 雇入れの日及び人数の確認（0301ロ関係）

管轄労働局は、計画期間内に、移住者を1人以上雇い入れたことについて、雇用保険被保険者台帳、雇用契約書及び雇用保険データにより確認すること。
- ロ 移住者であることの確認（0302イ関係）

移住支援金の受給を証する書類（写）により確認すること。
- ハ マッチングサイトに掲載された移住支援金対象求人に応募し雇い入れられる者であること、専門人材を雇い入れる者であること、又は関係人口を雇い入れる者であることの確認（0301ハ関係）

0701ロ(ニ)の書類及び雇用保険データにより確認すること。
- ニ 一般被保険者等により雇い入れられる者であることの確認（0302ハ関係）

雇用保険データにより確認すること。
- ホ 継続して雇用することが確実であることの確認（0302ハ関係）

雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）、雇用保険データ及び申立書により確認すること。

0802 除外労働者の確認

- イ 雇入れ日から6か月以内に離職した場合でないことの確認（0303イ関係）

支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。
- ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該事業主の事業所において就労したことがある者を雇い入れる場合でないことの確認（0303ロ関係）

申立書の記載及び雇用保険データ等により、これに該当しないことを確認する。

その上で、出勤簿等、労働者名簿、総勘定元帳等の管轄労働局長が必要と認める書類等又は事業主からの事情聴取により確認し、必要に応じて、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。
- ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、職場適応訓練を受け、又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行った事業主が雇い入れる場合でないことの確認（0303ハ関係）

申立書の記載及び雇用保険データ等により、これに該当しないことを確認する。
- ニ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該対象労働者を雇用していた事業主と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係がある事業主が雇い入れる場合でないことの確認（0303ニ関係）

申立書等の管轄労働局長が必要と認める書類、登記情報連携システム（法務省が運営する、登記事項証明書を閲覧及び出力することができるサービスをいう。）、雇用保険データ又は事業主からの事情聴取により確認し、必要に応じて、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。
- ホ 対象労働者の雇入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族でないことの確認（0303ホ関係）

申立書により該当の有無を確認する。

- へ 計画期間中に対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない場合でないことの確認（0303へ関係）

支給申請に併せて提出される賃金台帳（写）により、支給申請時点において対象労働者の賃金が支払われていることを確認する。

支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、支給申請期間末日まで支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支払われない場合には当該労働者は対象労働者から除外する。

なお、支給申請時点で賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

0803 マッチングサイトに移住支援金対象求人を掲載したこと等の確認（0301ハ関係）

マッチングサイトに移住支援金対象求人を掲載した事業主であること、専門人材を雇い入れた事業主であること又は関係人口を雇い入れた事業主であることを0701ロ（ロ）の書類により確認する。

0804 解雇等の有無の確認（0301ニ関係）

基準期間に、当該ＵＩＪコースの支給に係る事業所において、被保険者を解雇等（0301二（ロ）の重責解雇に該当する離職を除く。）しなかったことを支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。

0805 特定受給資格者数の確認（0301ホ関係）

基準期間に、当該ＵＩＪコースの支給に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由（0301二（ロ）の重責解雇に該当する離職を除く。）により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における計画書に定める計画期間の始期における被保険者数で除した割合が６％を超えている（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が３人以下である場合を除く。）事業主以外の事業主であることを支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。

0806 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けていないことの確認及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていないことにより、当該就業確保措置の是正に向けた計画作成勧告を受けていないこと（0301ヘ関係）

支給申請を行った事業主について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」及び「高年齢者就業確保措置の実施に関する計画作成勧告書」が発出されていないか確認する。勧告の有無等について疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門への確認を行う。勧告があり、是正措置が講じられていない場合は支給対象事業主の要件を満たさないものとして取り扱う。

0807 当該ＵＩＪコースの支給に係る事業所において必要書類を整備、保管していることの確認（0301ト関係）

支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

0808 助成対象経費の確認（0304・0305関係）

管轄労働局は、次の各号に留意し、0701 ロ（ホ）の契約書、納品書、領収書等の書類の写しにより助成対象経費を確認すること。また、疑義が生じた場合、事業主に対して当該書類の原本の提示を求めることにより確認すること。

- イ 対象労働者の雇入れのため行われた採用活動に要した費用であること。
- ロ 計画期間内に支払いの発生原因が生じたものであること。
- ハ 支給申請日までに弁済期が到来したものであること。
- ニ 支給申請日までに支給対象事業主が支払を完了していること。

0900 支給決定

0901 支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、支給（不支給）決定を行ったときは、「早期再就職支援等助成金（ＵＩＪターンコース）支給・不支給決定通知書」（Ｕ様式第10号。電子申請の場合は「支給決定通知書」または「不支給決定通知書」）により通知すること。

0902 支給の方法

支給額の端数処理については、「第1 共通要領」0603ロ定める方法により行うこと。

1000 不正受給対応

1001 不正受給対応

不正受給に対する対応は「第1 共通要領」0700番台のとおり行うこと。なお、「第1 共通要領」0703の不支給決定通知書は、U I J コースにおいては、「早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）支給決定取消及び返還通知書」（U様式第11号。電子申請の場合は「支給決定取消及び返還通知書」）とする。

また、「第1 共通要領」0703に定める不支給措置期間の通知は、「早期再就職支援等助成金（U I J ターンコース）不支給措置期間通知書」（U様式第12号。電子申請の場合は「不支給措置期間通知書」）により通知するものとする。

1100 委任

1101 公共職業安定所長への委任

当分の間、管轄労働局長は、0502イ、0600、0702、0800に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する公共職業安定所長に行わせることができる。

1201 施行期日

- イ 本要領は、平成31年4月1日から施行する。
- ロ 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。
- ハ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。
- なお、当分の間、令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第2 助成金支給要領「3(2) 中途採用等支援助成金（U I Jターンコース）」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。
- ニ 令和3年3月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第5号、開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。
- ホ 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」は令和4年4月1日から施行する。
- ヘ 令和4年7月21日付け職発0721第15号、雇均発0721第3号、開発0721第5号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について（通知）」は令和4年8月1日から施行する。
- ト 令和5年3月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第2号、開発0331第2号「雇用安定事業の実施等について」は令和5年4月1日から施行する。
- チ 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和5年6月26日から施行する。
- リ 令和6年3月29日付け職発0329第8号、雇均発0329第7号、開発0329第4号「雇用安定事業の実施等について」は令和6年4月1日から施行する。

1202 経過措置

- イ 令和4年4月1日より前に提出された計画書に係る中途採用等支援助成金（U I Jターンコース）の支給については、なお従前の例による。
- ロ 令和5年4月1日より前に提出された計画書に係る中途採用等支援助成金（U I Jターンコース）の支給については、なお従前の例による。
- ハ 令和5年6月26日より前の支給決定については、なお従前の例による。
- ニ 令和6年4月1日より前に提出された計画書に係る中途採用等支援助成金（U I Jターンコース）の支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

- U様式第1号 早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）計画書
- U様式第2号 早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）認定・不認定通知書
- U様式第3号 早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）計画書変更届
- U様式第4号 早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）計画書変更届受理通知書
- U様式第5号 早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）計画書取下げ届
- U様式第6号 早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）計画書取下げ届受理通知書

U様式第7号	早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）支給申請書
U様式第8号	早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）助成額算定書
U様式第9号	早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）対象労働者雇用状況等申立書
U様式第10号	早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）支給・不支給決定通知書
U様式第11号	早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）支給決定取消及び返還通知書
U様式第12号	早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）不支給措置期間通知書